

# 川南町建築物耐震改修促進計画



令和2年1月

川南町

# 目 次

はじめに	1
<b>第1章 基本方針</b>	<b>2</b>
1. 計画の目的	2
2. 計画の期間	2
3. 計画の位置付け	2
<b>第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標</b>	<b>3</b>
1. 想定される地震の規模及び想定される被害の状況	3
2. 耐震化の現状と目標設定	5
<b>第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策</b>	<b>11</b>
1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針	11
2. 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策	12
3. 安心して耐震改修を行う事が出来る環境の整備	12
4. 地震時の総合的な安全対策	13
5. 地震発生時に通行を確保すべき道路について	14
<b>第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項</b>	<b>15</b>
1. 地震ハザードマップの作成・公表	15
2. パンフレットの作成・配布とその活用	15
3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導	15
4. 地域住民等との連携	15
<b>第5章 建築物の所有者に対する耐震診断又は耐震改修の指導等のあり方</b>	<b>16</b>
1. 所管行政庁との連携	16
2. 指導・助言、指示等の対象建築物	16
3. 危険なブロック塀等の対策	17
4. 建築物の非構造部材等の落下物	17
<b>第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項</b>	<b>19</b>
1. 関係団体等との連携	19
2. その他	19

## はじめに

平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が失われた。この地震による直接的な死者は、5,502人であり、さらに、この9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものだった。この教訓を踏まえて、平成7年に「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「法」という。）が制定された。

その後も国は建築物の耐震改修等について、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、平成18年1月に耐震改修促進法の一部を改正した。改正された耐震改修促進法に基づき、国により平成18年1月に「基本方針」が、宮崎県により平成19年3月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」が策定された。また、市町村は市町村耐震改修促進計画策定の努力義務が定められ、本町においても、平成21年3月に「川南町建築物耐震改修促進計画」（以下「促進計画」という。）を策定したところである。

促進計画策定以降においても、平成23年3月には東日本大震災、平成28年4月には熊本地震が発生し、さらには南海トラフ巨大地震の切迫が指摘されている。平成25年11月には再度の法改正が行われ、不特定多数の者や避難弱者が利用する大規模な建築物について耐震診断を義務付けるなど、耐震化の促進について更なる取組みの強化が図られた。

こうした状況を踏まえ、宮崎県では、平成28年3月に「宮崎県建築物耐震改修促進計画」（以下「県計画」という。）を改定しており、本町においても促進計画の改定を行い、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより、既存建築物の耐震化を促進し、災害に強いまちづくりを進めるものである。

## 第1章 基本方針

### 1. 計画の目的

川南町建築物耐震改修促進計画（以下「本計画」という。）は、地震による建築物の倒壊等の被害から、町民の生命や財産等の損失を未然に防ぐため、昭和56年5月以前に建築された住宅・建築物の耐震診断<sup>①</sup>や耐震改修<sup>②</sup>を総合的かつ計画的に推進し、耐震化の促進を図ることを目的とする。

### 2. 計画の期間

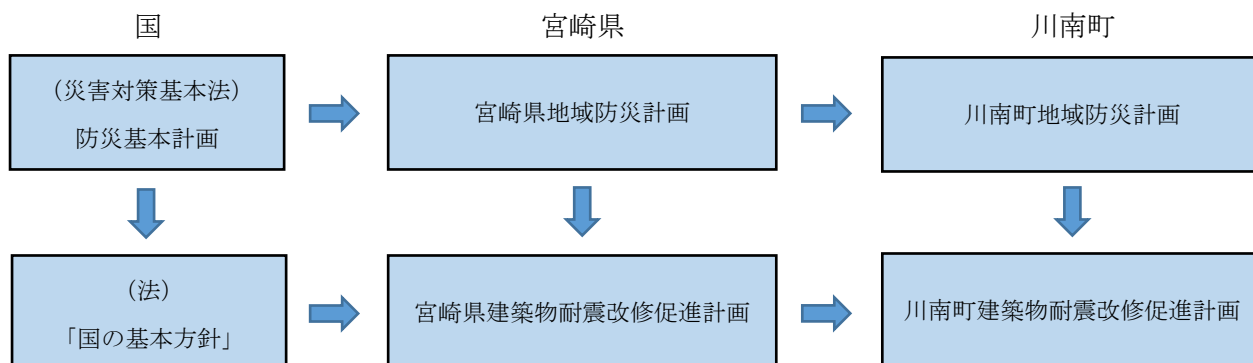
本計画の計画期間は、令和元年度から令和8年度までの8年間とする。なお、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 3. 計画の位置付け

本町では、町の地域状況を踏まえたうえで、国の「基本方針」及び「宮崎県建築物耐震改修促進計画」を勘案し、また「川南町地域防災計画<sup>③</sup>」を上位計画とし、本計画を策定する。

本計画では、県及び町民等との連携を図り、本町における建築物の耐震診断及び耐震改修等を計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、都市空間、居住空間における被害の軽減を図り、災害に強いまちづくりを進めることを最大の目的とする。

図1-1 計画の位置付けイメージ



<sup>①</sup>耐震診断：建物の形状や老朽化の程度、ひび割れ、変形等による損傷具合等を総合的に調査し、地震等の揺れによる建物の被害の大きさや安全性を、専門的な計算により数値化して判断すること。

<sup>②</sup>耐震改修：地震に対する安全性の向上を目的として、建築物の増築、改築、修繕若しくは模様替え又は建物敷地の整備を行い、耐震性の向上を図ること。

<sup>③</sup>川南町地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき、町民の生命・財産を守るために町が取るべき災害対策を規定する計画。

## 第2章 建築物の耐震化の実施に関する目標

### 1. 想定される地震の規模及び想定される被害の状況

宮崎県で想定される地震は、「宮崎県地域防災計画<sup>④</sup>」において、①日向灘南部地震、②日向灘北部地震、③えびの・小林地震、④東南海・南海地震、⑤南海トラフ巨大地震の5ケースが想定されている。

そのうち、県及び本町に最も大きな被害が予想されている南海トラフ巨大地震の被害想定（2ケース<sup>⑤</sup>）を（表2-1）に示す。

より被害が大きい想定ケース①では、本町で建物全壊・半壊あわせて約5,900棟、死傷者が約1,510人と、非常に大きな被害が見込まれている。

表2-1 南海トラフ巨大地震の被害想定概要

項目		南海トラフ巨大地震			
		想定ケース①		想定ケース②	
		宮崎県	川南町	宮崎県	川南町
地震の規模	マグニチュード	9.1			
	最大震度	7 <sup>⑥</sup>			
建物被害	全壊	約 89,000 棟	約 3,400 棟	約 88,000 棟	約 3,300 棟
	半壊	約 124,000 棟	約 2,500 棟	約 129,000 棟	約 2,500 棟
人的被害	死者	約 35,000 人	約 620 人	約 28,000 人	約 600 人
	負傷者	約 24,000 人	約 890 人	約 27,000 人	約 860 人

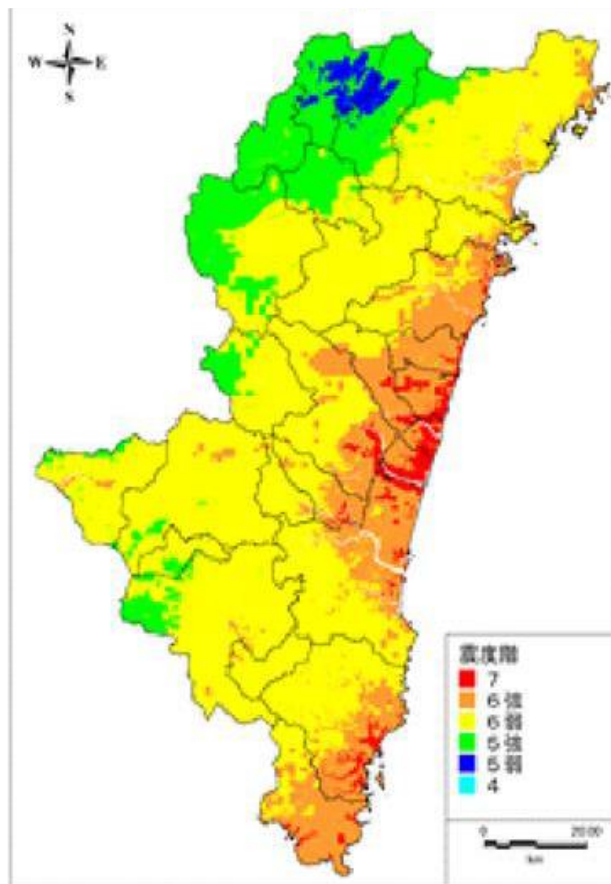
（宮崎県ホームページ、川南町地域防災計画\_\_資料編より）

<sup>④</sup>宮崎県地域防災計画：災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づいて設置された、宮崎県防災会議が策定する計画。

<sup>⑤</sup>想定ケース：想定ケース①は、内閣府が設定した地震津波モデルを用いて、県独自に再解析した地震動及び津波浸水想定に基づくケース。想定ケース②は、県独自に設定した地震津波モデルによる地震動及び津波浸水想定に基づくケース。（県計画より）

<sup>⑥</sup>震度7：立っていることができず、這わないと動くことができない。固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。耐震性の低い木造住宅では、傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。（県計画より）

図 2 - 1 南海トラフ巨大地震の震度分布



震度分布

## 2. 耐震化の現状と目標設定

### (1) 川南町の住宅耐震化の現状と目標

平成25年の住宅・土地統計調査<sup>⑦</sup>を基に推測すると、表2-2のとおり、令和元年度末現在の町内の住宅総数は約5千6百戸である。国の耐震化率の推計方法<sup>⑧</sup>に準じて算定すると、このうち約3千4百戸（60.8%）の住宅が耐震性を有していると見込まれ、一方、約2千2百戸（39.2%）の住宅において耐震性が不足していると見込まれる。

表2-2 川南町の住宅耐震化の現状と目標

(単位：戸)

区分	建築物数 ① (②+④)	昭和56年	うち耐震性有 ③	昭和56年	耐震性有 住宅数⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 <sup>⑨</sup> (元年度末) ⑤/①%	耐震化率 の目標 (R8年度)
		5月以前の 住宅 ②		6月以降の 住宅 ④			
木造戸建	5,140	2,310	300	2,830	3130	60.8%	
共同住宅等	500	200	0	300	300	60.0%	
合計	5,640	2,510	300	3,130	3430	60.8%	90%

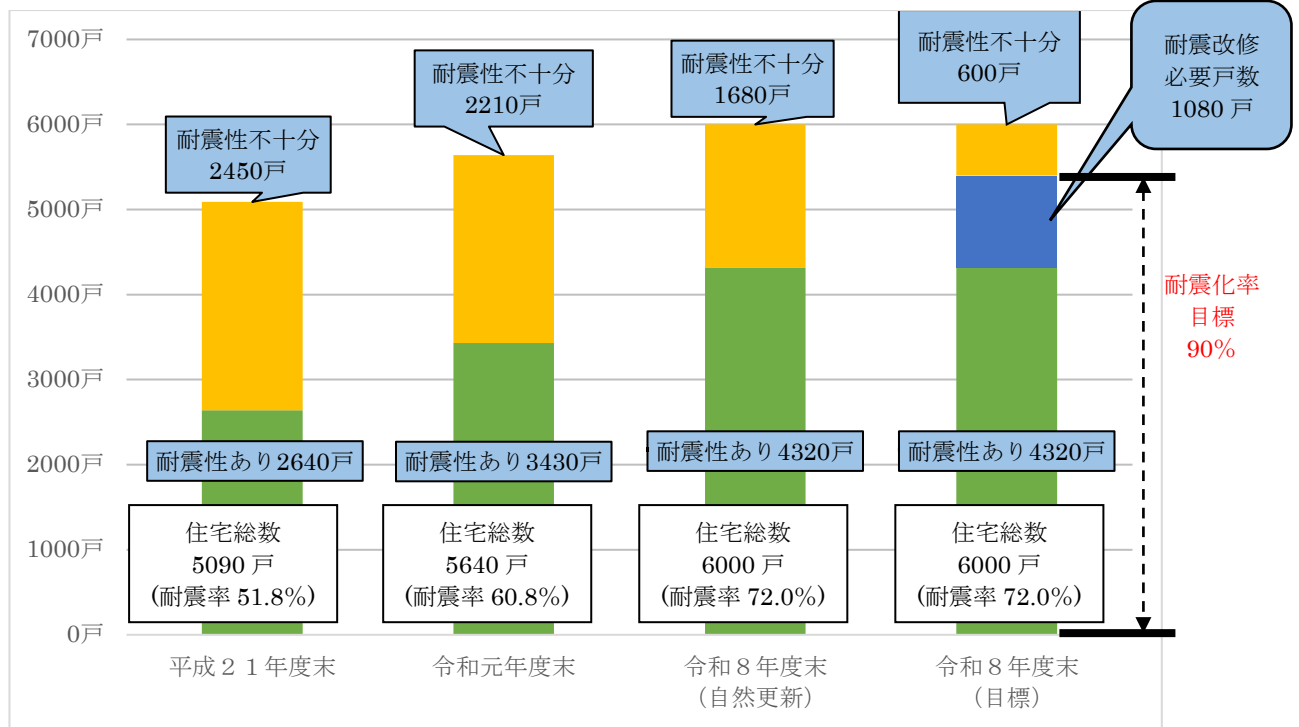
※県計画において、「平成25年住宅・土地統計調査」を基に、国の耐震化率の推計方法に準じて算定された内容を踏まえ、本町分を推計

<sup>⑦</sup>住宅・土地統計調査：我が国の住宅に関する最も基礎的な統計調査。住宅及び世帯の居住状況の実態を把握し、その現状と推移を全国及び地域別に明らかにすることを目的に、総務省統計局が5年ごとに実施している。

<sup>⑧</sup>国の耐震化率の推計方法：「国の基本方針」における、住宅及び多数の者が利用する特定建築物の現状の耐震化率を推計する方法。

<sup>⑨</sup>耐震化率：耐震性がある住宅・建築物（昭和56年6月以降の建築物+昭和56年5月以前の建築物のうち耐震性がある建築物）の数が、住宅・建築物総数に占める割合。

図 2 - 2 住宅の耐震化状況の推移と目標



※住宅数、耐震性の有無等は推計値



## (2) 川南町の特定建築物（町有施設）

多数の者が利用する特定建築物<sup>㊦</sup>のうち、町有施設は災害時の活動拠点や避難施設になることから、積極的に耐震化を促進することが重要である。

本町が所有する多数の者が利用する特定建築物は、令和2年1月時点で全施設耐震化が完了している。

表2-3 多数の者が利用する特定建築物（町有）の耐震化の現状

特定建築物		建築物数 ① (②+④)	昭和56年		昭和56年 6月以降 の建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 (R元年度) ⑤/①%	
法	用途		5月以前 の建築物 ②	うち耐震 性有③				
多数の者が利用する建築物	災害時の拠点となる建築物	小・中学校	7	3	3	4	7	100
		役場 庁舎	2	1	1	1	2	100
		体育館	3	1	1	2	3	100
		その他	0	0	0	0	0	0
	不特定多数の者が利用する建築物	劇場、 集会場	0	0	0	0	0	0
	特定多数の者が利用する建築物	共同 賃貸 住宅	8	0	0	8	8	100
	合計		20	5	5	15	20	100%

※建築物個別の情報は（表2-5：P9）参照

（単位：棟）

<sup>㊦</sup>特定建築物：法第14条に規定する一定規模以上の建築物（対象用途及び規模要件は表2-4：P8参照）

表 2 - 4 特定建築物の用途別規模要件一覧表

法	区分	用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
法第14条第1号	災害時の拠点となる建築物	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む	
		老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
		老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
		体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上	
		幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
		小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数3以上かつ1,000㎡以上			
		病院、診療所		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
		車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの				
		保健所、税務署その他のこれらに類する公益上必要な建築物				
	不特定多数の者が利用する建築物	ポーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設				
		劇場、観覧場、映画館、演芸場				
		集会場、公会堂				
		展示場				
		卸売市場				
		百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
		ホテル、旅館				
		博物館、美術館、図書館				
		遊技場				
		公衆浴場				
		飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗						
自動車庫庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設						
特定多数の者が利用する建築物	賃貸住宅（共同住宅に限る）、寄宿舎、下宿					
	事務所					
	工場（危険物取扱建築物を除く）					
法第14条第2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（危険物取扱建築物）	法令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）		
法第14条第3号	避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であつて、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であつて、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）		

表 2-5 多数の者が利用する特定建築物（町有）一覧表

区分	用途	建物名	構造	階数	建築年	耐震状況
災害時の 拠点となる 建築物	小学校	川南小学校（教室棟）	RC <sup>㊟</sup>	2	昭和54年	耐震性あり
		川南小学校（教室棟）	RC	2	平成1年	—
		山本小学校（教室棟）	RC	2	昭和63年	—
		多賀小学校（教室棟）	RC	2	平成10年	—
		通山小学校（教室・管理棟）	RC	2	平成2年	—
	中学校	国光原中学校（管理棟）	RC	2	昭和49年	耐震性あり
		唐瀬原中学校（教室棟）	RC	2	昭和47年	改修済み
	役場庁舎	庁舎本館	RC	3	昭和49年	改修済み
		庁舎別館	RC	3	平成3年	—
	体育館	国光原中学校（体育館）	RC	1	平成15年	—
		唐瀬原中学校（体育館）	RC	1	平成4年	—
農村改善センター（体育館）		RC	1	昭和52年	耐震性あり	
特定多数 の者が利用 する建築物	共同賃貸 住宅	白坂住宅一	RC	3	昭和58年	—
		白坂住宅二	RC	3	昭和59年	—
		白坂住宅三	RC	3	昭和60年	—
		塩付住宅	RC	3	平成7年	—
		新橋住宅一	RC	3	平成8年	—
		新橋住宅二	RC	3	平成9年	—
		ひばりが丘住宅一	RC	3	平成16年	—
		さくらが丘住宅二	RC	3	平成27年	—

<sup>㊟</sup>RC：鉄筋コンクリート造

(3) 町有施設（階数2以上又は200㎡を超える建築物）

町有施設のうち、多数の者が利用する特定建築物については耐震化が完了しているが、特定建築物の用途、規模要件に該当しない町有施設についても耐震化を促進していくことが必要である。

本町の階数2以上又は200㎡を超える建築物の耐震化状況は（表2-6）に示すとおりであり、耐震化率は92.3%となっている。今後はこれらの建築物について、その用途、規模及び機能等を踏まえ、耐震化を図るものとする。

表2-6 階数2以上又は200㎡を超える町有建築物の耐震化の現状

建築物の用途	建築物数 ① (②+④)	昭和56年		昭和56年 6月以降 の建築物 ④	耐震性有 建築物数 ⑤ (③+④)	現状の 耐震化率 (R元年度) ⑤/①%
		5月以前 の建築物 ②	うち耐震 性有③			
災害時の拠点となる 建築物	53	26	24	27	51	96.2%
不特定多数の者が利用する 建築物	8	3	1	5	6	75.0%
特定多数の者が利用する 建築物	31	9	6	22	28	90.3%
合 計	92	38	31	54	85	92.3%

※現在使用されていない建築物を除く

(単位：棟)

## 第3章 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### 1. 耐震診断及び耐震改修に係る基本的な取組み方針

建築物の耐震化を促進するためには、まず建築物の所有者が、地域防災対策等を自らの問題、地域の問題として意識し、取り組むことが不可欠である。

町はこうした所有者に対して、耐震性の向上に向けた意識の啓発に取り組むとともに、所有者の取組みをできる限り支援する観点から、所有者にとって、耐震診断及び耐震改修が行いやすいような情報の提供等を含めた環境の整備、負担軽減のための制度の構築など、必要な施策を講じて、耐震改修の実施の阻害要因となっている課題を解決していくことを基本的な取組み方針とする。

#### (1) 建築物所有者の役割

建築物所有者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。さらに、特定建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努める。

#### (2) 川南町の役割

本町は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。また、町内の建築物は、宮崎県が所管行政庁<sup>⑩</sup>として、法による指導・助言、指示等を行うことになる。これらの指導等に当たっては、町と県が連携した指導等を行うことが望まれる。

このため町は、県との連絡・協議体制を整備し、指導等に協力し、的確に町内の建築物の耐震化を推進する。

なお、法による指導及び助言、指示等の対象となる建築物は（表2-4：P8）のとおりである。

---

<sup>⑩</sup>所管行政庁：建築主事を置く市町村の区域においてはその市町村（宮崎市、都城市、延岡市、日向市）の長で、その他の市町村の区域は都道府県知事である。

## 2. 耐震診断及び改修の促進を図るための支援策

本町では、建築物の所有者に対し、耐震診断及び耐震改修の必要性、重要性について普及・啓発に積極的に取り組むとともに、耐震化への取組みをできる限り支援する観点から、耐震診断への補助に加え、耐震改修設計、耐震改修への補助事業を行っている。また、耐震改修補助事業では、多くの方が利用しやすい制度となるよう、段階的な補助制度を取り入れたところである。

これらの事業とあわせ、県との共同のもと、国の税制（耐震改修促進税制、住宅ローン減税）、金融機関による融資等の活用を図り、建築物の耐震化の促進を図るものとする。

（補助事業等の概要は資料編参照）

## 3. 安心して耐震改修を行うことができる環境の整備

建築物所有者が、安心して耐震診断及び耐震改修が行えるよう、情報提供等を含めた環境整備に努める。

### （1）専門技術者の養成・紹介体制の整備

県では、県民が耐震診断や耐震改修工事を依頼する際に安心して相談できる技術者の確保を図るため、建築士を対象とした講習会を毎年開催し、「宮崎県木造住宅耐震化リフォーム推進事業（木造住宅の耐震診断）」を行う専門家である、「宮崎県木造住宅耐震診断士」を養成・登録するとともに、市町村に名簿を配布している。

本町においても、その名簿を活用し、耐震診断について誰もが気軽に相談できるよう、住民への情報提供を行う。

### （2）相談体制の整備及び情報提供の充実

町民からの住宅等の耐震診断及び耐震改修に関する問い合わせ等に対応するため、県（建築住宅課、西臼杵支庁及び各土木事務所）及び本町の建設課に設置している耐震診断及び耐震改修に関する相談窓口の活用を図り、情報提供を積極的に実施する。

また、相談体制や情報提供の充実のため、県の担当課のほか、（一社）宮崎県建築士事務所協会、宮崎県住宅供給公社等の建築関係団体との連携を図る。

#### 4. 地震時の総合的な安全対策

##### (1) 建築物における被害の防止対策

平成17年3月の福岡県西方沖地震や、同年8月の宮城県沖地震、平成23年3月の東日本大震災等の被害の状況から、ブロック塀の安全対策、窓ガラスの飛散対策、大規模空間を持つ建築物の天井の落下防止対策、地震時のエレベータの閉じ込め防止対策、擁壁、がけ地等の災害対策等の必要性が改めて指摘されている。このため町では県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者に必要な対策を講じるよう指導に努める。

##### (2) 地震発生時の対応

地震により建築物及び宅地等が被害を受け、被災建築物等の応急危険度判定<sup>⑭</sup>が必要となった場合、町は判定実施本部等を設置し、応急危険度判定士<sup>⑮</sup>の派遣要請や、判定活動の実施等必要な措置を講じ、余震による二次災害の未然防止に努める。

また、被災建築物の被災度区分判定<sup>⑯</sup>の結果、補修することにより継続使用が可能な建築物については、「再使用の可能性を判定し、復旧するための震災建築物の被災度区分判定基準および復旧技術指針」((一財)日本建築防災協会)等に基づく家屋の応急復旧を促進する。

---

<sup>⑭</sup>被災建築物応急危険度判定：余震等による被災建築物の倒壊、部材の落下等から二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、建築物の被害の状況を調査し、余震等による二次災害発生の危険の程度を判定・表示等を行うこと。

<sup>⑮</sup>応急危険度判定士：被災建築物応急危険度判定に従事する者として、県知事が定める者。

<sup>⑯</sup>被災度区分判定：被災度区分判定は、損傷率と損傷状況という2つの観点から調査が実施され、調査結果は部位ごとに5つの被災度（軽微、小破、中破、大破、破壊）に区分される。当該建築物の適切かつ速やかな復旧に資することを目的に行われる。

## 5. 地震発生時に通行を確保すべき道路について

県計画では、法第5条第3項第3号に基づき、宮崎県地域防災計画で位置づけられた第一次・第二次緊急輸送道路を、大地震時に沿道建築物の倒壊により緊急車両の通行や避難に支障がないよう、当該建築物の所有者が耐震診断を行い、その結果により耐震化を行うよう努力を求める路線として指定している。

本町に接道する第一次・第二次緊急輸送道路は（表3-1）に示すとおりである。

本町としては、本計画において法第6条第3項第2号に基づく指定は行わないが、当該路線の沿道建築物に対し、所管行政庁である県が行う周知・指導等に連携して取り組むものとする。

表3-1 川南町に接道する第一次・第二次緊急輸送道路

第一次緊急輸送道路	一般国道10号線
	県道40号都農綾線
	県道302号高鍋美々津線 <sup>※1</sup>
	(東九州自動車道) <sup>※2</sup>
第二次緊急輸送道路	県道364号川南港線
	県道302号高鍋美々津線 <sup>※1</sup>
	町道通浜海岸線
	漁港道路 川南漁港

※1 第一次・第二次混合

※2 ( ) は川南町に接道するが通行を阻害する沿道建築物がない路線



## 第4章 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項

### 1. 地震ハザードマップの作成・公表

町民自らが耐震診断及び耐震改修を実施していくためには、自分が住んでいる地域の地震に対する危険性を十分に認識していることが必要である。県では、県内に最も大きな被害をもたらすと予想されている南海トラフ巨大地震の被害想定結果やハザードマップ<sup>⑥</sup>（震度分布、液状化可能性予測、急傾斜地崩壊危険度予測の3種）をインターネット上で公表<sup>⑦</sup>している。

本町においても、県の被害想定を活用し、地震に関する地域の危険度について周知を図るものとする。

### 2. パンフレットの作成・配布とその活用

既存建築物の耐震性の向上を図るため、本町ではこれまで町広報・パンフレット等の活用や、県が開催するセミナー等の告知を通じて、一般住民や建築物所有者に対する普及・啓発に努めてきた。今後も、県及び建築関係団体等と連携し、耐震化等に関する情報提供を行い、各種助成制度や耐震化の必要性・重要性についてさらなる普及・啓発に努める。

### 3. リフォームにあわせた耐震改修の誘導

住宅設備のリフォーム、バリアフリー等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが費用面でのメリットもあり効果的であることから、県が例年実施している各種イベント等の相談会の情報提供をはじめ、建築関係団体とも連携し、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

また、住宅関係団体や公的機関の幅広い参加により運営される、住宅情報のポータルサイト、「住まいの情報発信局」は、住宅関連の多様な情報を中立的な立場から提供していることから、積極的に町民へPRを行っていく。

住まいの情報発信局 URL：<http://www.sumai-info.jp/>

### 4. 地域住民等との連携

地震防災対策は、自らの命は自らで守る「自助」の取組みと併せて、地域での支え合い・助け合いによる「共助」の取組みが重要であることから、地震発生後の迅速な避難や、住宅の耐震化等の対策が地域全体の取組みとなるよう、自治公民館及び自主防災組織と連携を図るとともに、積極的な情報提供等により自主防災活動を支援していく。

<sup>⑥</sup>ハザードマップ：災害予測図、危険範囲図、災害危険箇所分布図ともいい、ある災害に対して危険なところを地図上に示したもの。震度分布図、液状化予測、急傾斜地崩壊危険度予測等、それぞれの災害の種類に応じて策定されている。過去にあった災害の解析に基づき、地形・地質・植生・土地利用などの条件により危険度を判定し、通常は危険度のランク付けがなされている。

<sup>⑦</sup>インターネット上で公表：宮崎県ホームページ内で、「建築物耐震改修促進計画」で検索すると確認可能。

## 第5章 耐震改修促進法及び建築基準法による指導等のあり方

### 1. 所管行政庁との連携

法の規定に基づく指導・助言、指示等の権限を持つ所管行政庁（宮崎県）と連携し、民間建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に努める。

### 2. 指導・助言、指示等の対象建築物

法の規定に基づく指導・助言、指示等の対象建築物は（表5-1）のとおりである。平成25年の法改正により、耐震診断の実施及び公表が義務付けられる「要緊急安全確認大規模建築物」、「要安全確認計画記載建築物」が新たに規定されている。

表5-1 法により規定される耐震診断及び耐震改修の指導・助言等の対象建築物

	耐震診断				耐震改修		
	所有者	所管行政庁			所有者	所管行政庁	
		報告命令・ 結果公表	指導・ 助言	指示・ 公表		指導・ 助言	指示・ 公表
①要緊急安全確認大規模建築物 (不特定多数の者が利用する大規模建築物等であって耐震性が不明な建築物)	義務	○	—	—	努力義務 (地震に対する安全性の向上を図る必要が有るとき)	○	○
②要安全確認計画記載建築物 (防災拠点建築物等)	義務	○	—	—		○	○
③特定既存耐震不適格建築物 (多数の者が利用する一定規模以上の建築物、危険物取扱建築物、耐震改修促進計画に定めた道路を閉塞させる建築物)	努力義務	—	○	○ (地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る)		○	○ (地震に対する安全性の向上が特に必要な一定の用途及び規模以上のものに限る) (表2-4参照)
④既存耐震不適格建築物 (住宅や小規模建築物を含め耐震関係規定に適合しない全ての建築物)	努力義務	—	○	—	努力義務 (必要に応じて)	○	—

※③は①を包含し、②を除いている。耐震改修の欄は③であって①以外のものについて記載。

④は①、②、③を包含している。耐震改修の欄は④であって①、②、③以外のものについて記載

#### (1) 要緊急安全確認大規模建築物

平成25年の法改正により、病院・店舗・旅館などの不特定多数の者が利用する建築物、学校・老人ホームなどの避難弱者が利用する建築物、一定量以上の危険物を取り扱う貯蔵場のうち大規模なもの等（耐震性が不明な建築物に限る）について、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁から公表することが義務付けられた。

本町において上記に該当する要緊急安全確認大規模建築物は存在しない。

## (2) 要安全確認計画記載建築物

平成25年の法改正により、県は被災時に防災拠点として機能する庁舎・病院・避難所等を、県及び市町村は緊急輸送道路等の重要な避難路沿道建築物を、要安全確認計画記載建築物に指定し、耐震改修促進計画に位置付けることが可能となった。

要安全確認計画記載建築物に指定された建築物は、要緊急安全確認大規模建築物と同様、耐震診断を実施し、その結果を所管行政庁から公表することが義務付けられている（本町の建築物は含まれず）。

また、県計画においては、「重要な避難路」の指定は行われておらず、本町には現時点で要安全確認計画記載建築物は存在しない。

表5-2 県内の要安全確認計画記載建築物（防災拠点）

建築物名称	所在市町村	所管行政庁
小林市役所須木庁舎	小林市	県
小林市役所野尻庁舎		
日向市役所本庁舎	日向市	日向市
西都市本庁舎	西都市	県
高原町役場本庁舎	高原町	
西米良村庁舎	西米良村	
日之影町役場庁舎	日之影町	
五ヶ瀬町本庁舎	五ヶ瀬町	

## (3) 特定既存耐震不適格建築物

法第14条に定める特定既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定既存耐震不適格建築物について耐震改修を行うことが努力義務として規定されている。

特定行政庁である県は、上記建築物の所有者に対して、耐震診断又は耐震改修の指導及び助言を行い、さらに、必要に応じて法第15条による指導及び助言、指示、公表を行うものとしている。

## (4) 既存耐震不適格建築物

住宅をはじめとする上記(1)～(3)の建築物以外の既存耐震不適格建築物の所有者は、耐震診断を行い、必要に応じ、耐震改修を行うことが努力義務として法第16条第1項に規定されている。

所管行政庁である県は、法第16条第2項に基づき、必要な指導及び助言を行うものとしている。

### 3. 危険なブロック塀等の対策

地震による被害の教訓として、新潟県中越地震では、敷地の崩壊などにより危険となった住宅が多くみられ、福岡県西方沖地震や大阪府北部を震源とする地震では、ブロック塀の倒壊により人身被害が発生するなど、敷地やブロック塀等の安全対策が求められている。

本町では、小学校の通学路に面する倒壊の危険性のあるブロック塀等の除却工事に対し、補助制度を設け、安全確保に関する取り組みを行う。この補助制度の対象となる通学路は、「小学校から概ね半径500mの範囲（スクールゾーン）における道路」とする。

また、小学校の通学路沿いにおけるコンクリートブロック塀等で、危険性のあるものについては、関連部局と連携を図りながら、所有者等に対して除却・改修等の指導を行う。

### 4. 建築物の非構造部材等の落下物

地震時における建築物の窓ガラスの飛散、大規模空間を有する建築物の天井落下、外装タイルの剥落、広告看板等の工作物の破損落下による被害を防止するため、被害発生のおそれのある建築物を把握するとともに、建築物の所有者に必要な対策を行うよう指導を行う。

特に、平成23年の東日本大震災では、比較的新しい建築物も含め、体育館、劇場などの大規模空間を有する建築物の天井が脱落して、甚大な被害が発生した。この被害を受け、天井の脱落対策に係る新たな基準（建築物における天井脱落対策に係る技術基準）が定められた。

本町においては、対象の町有施設の一部について天井の耐震工事を完了している。耐震工事が完了していない町有施設についても天井の耐震化が早期に図られるよう努める。

## 第6章 その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する必要な事項

### 1. 関係団体等との連携

建築物の耐震化を促進するためには、県との連携はもちろんのこと、「宮崎県住宅供給公社」や「(一社)宮崎県建築士事務所協会」をはじめとした建築関係団体や、「宮崎県建築連絡協議会」、「宮崎県住生活協議会」等と協働して、住民への働きかけや、町の建築相談業務の補完等を実施していくことが重要であり、今後ともこうした建築関係団体等とさらなる連携を図り、一般住民や建築物所有者に対する啓発等を行っていく。

### 2. その他

本計画は、原則5年ごとに検証する。

# 資料編

1. 促進計画改定の背景	21
2. 震度分布図（日向灘南部地震）	23
3. 震度分布図（日向灘北部地震）	24
4. 震度分布図（えびのー小林地震）	25
5. 震度分布図（東南海・南海地震）	26
6. 震度分布図（南海トラフ地震）	27
7. 震度分布図（宮崎県独自）	28
8. 表層地盤のゆれやすさ（宮崎県）	29
9. 液状化危険度分布図（日向灘南部地震）	30
10. 液状化危険度分布図（日向灘北部地震）	31
11. 液状化危険度分布図（えびのー小林地震）	32
12. 液状化危険度分布図（南海トラフ地震）	33
13. 液状化危険度分布図（宮崎県独自）	34
14. 耐震化が必要な防災拠点建築物の指定	35
15. 地震発生時に通行を確保すべき道路	36
16. 緊急輸送道路ネットワーク計画図（宮崎県）	37
17. 補助制度の概要	38
18. 国等の支援制度	39

## 1 . 促進計画改定の背景

近年、平成16年10月の新潟県中越地震、また平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成23年3月の東日本大震災など大規模地震が頻発し、多大な被害をもたらしており、大地震はいつでもどこで発生してもおかしくない状況にあるという認識が広がっている。(表1-1)

政府地震調査研究推進本部によると、本県においては、甚大な被害をもたらすことが想定されている南海トラフでの地震の発生確率は、今後30年以内で70%とされている。

このように、南海トラフ沿いにおける大規模地震については発生切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されている。

建築物の耐震化が進まない状況に加え、このような切迫性の高い地震については発生までの時間が限られ、効果的かつ効率的な建築物の耐震改修等を実施する必要があることから平成25年に法が改正され、建築物の耐震化をこれまで以上に促進していくこととされた。

表 1-1 地震の概要と被害の概要

項目	東日本大震災	福岡県西方沖地震	新潟県中越地震	阪神・淡路大震災
発災日時	平成23年3月11日(金) 午後2時46分	平成17年3月20日(日) 午前10時53分	平成16年10月23日(土) 午後5時56分	平成7年1月17日(火) 午前5時46分
地震規模	マグニチュード 9.0	マグニチュード 7.0	マグニチュード 6.8	マグニチュード 7.3
最大震度	7 (栗原市)	6 弱 (福岡市、前原市、みやき町)	7 (川口町)	7 (神戸市、北淡路町他一部)
被害の概要	死者： 19,335 人 行方不明者： 2,600 人 重軽傷者： 6,219 人 住家被害：1,178,223 棟 (平成27年9月9日時点)	死者： 1 人 重軽傷者： 1,204 人 住家被害： 9,837 棟	死者： 68 人 重軽傷者 4,873 人 住家被害 122,676 棟	死者： 6,434 人 行方不明者： 3 人 重軽傷者： 43,792 人 住家被害：639,686 棟

※住宅被害は：全壊、半壊、一部破損を合わせた数

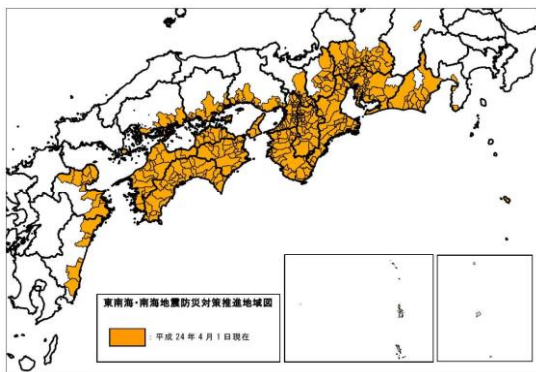
(出典：消防庁)

<切迫性が指摘されている大規模地震>

主な大規模地震の発生予測	
東海地震	(M8.0) 今後30年以内に88%
東南海・南海地震	東南海 (M8.6) 今後30年以内に70%程度
	南海 (M8.6) 今後30年以内に60%程度

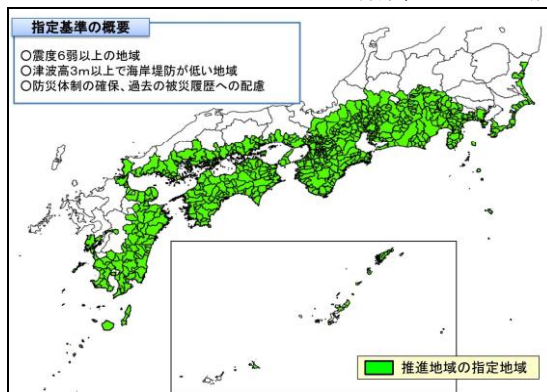
出典：地震調査研究推進本部

<東南海・南海地震防災対策推進地域>

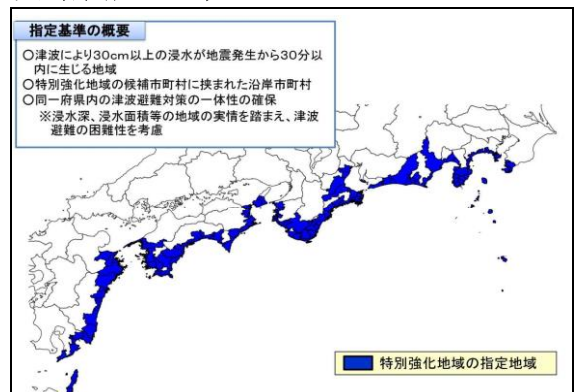


宮崎市、延岡市、日南市、日向市、新富町、門川町の4市2町が東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域としての指定を受けている。  
(平成24年4月1日時点)

<南海トラフ地震防災対策推進地域>



宮崎県の全域が「南海トラフ地震防災対策推進地域」として指定を受けている。  
(平成26年3月28日現在)

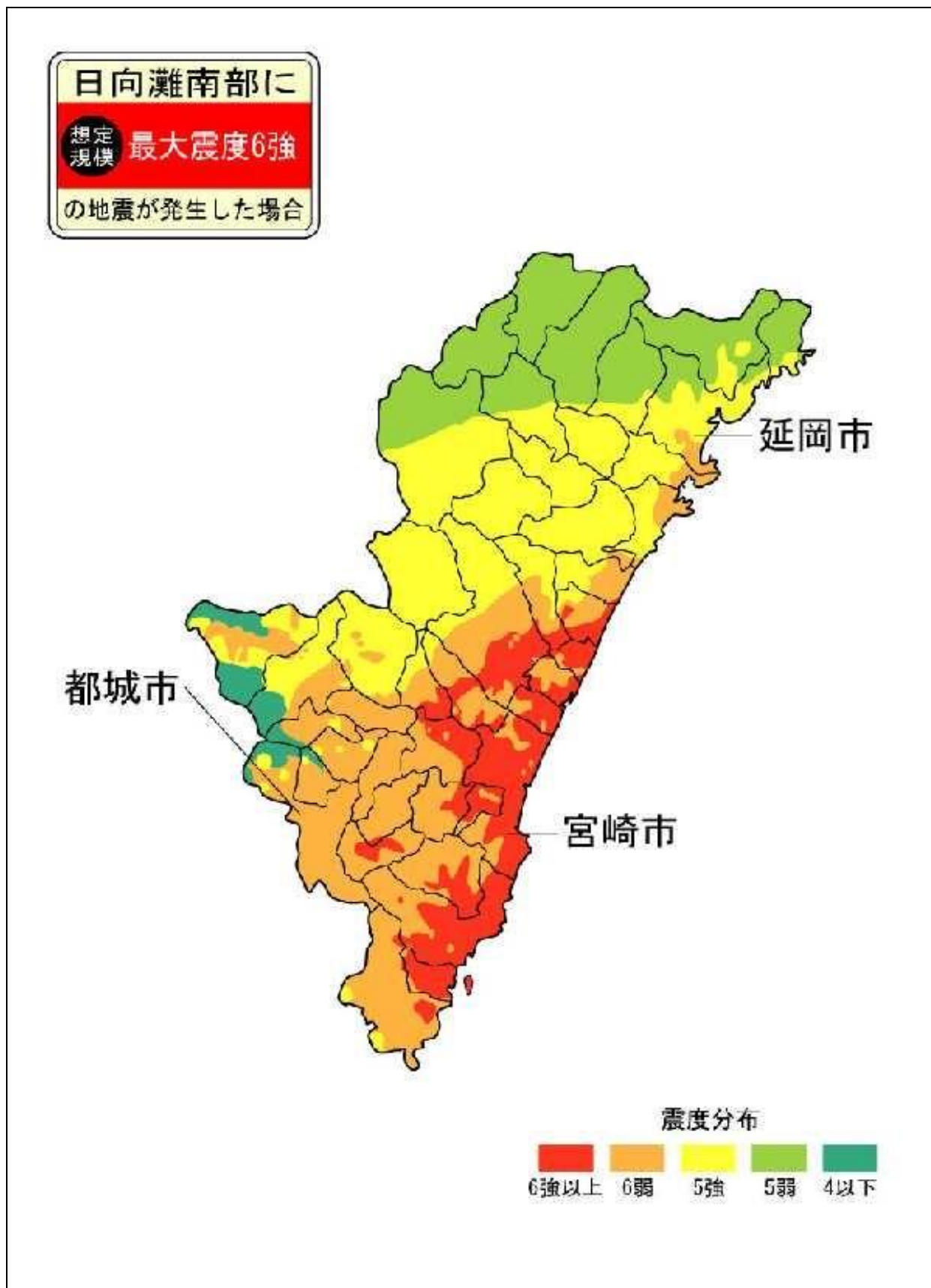


宮崎市、延岡市、日南市、日向市、串間市、高鍋町、新富町、川南町、都農町、門川町が「南海トラフ地震防災対策特別推進地域」として指定を受けている。  
(平成26年3月28日現在)

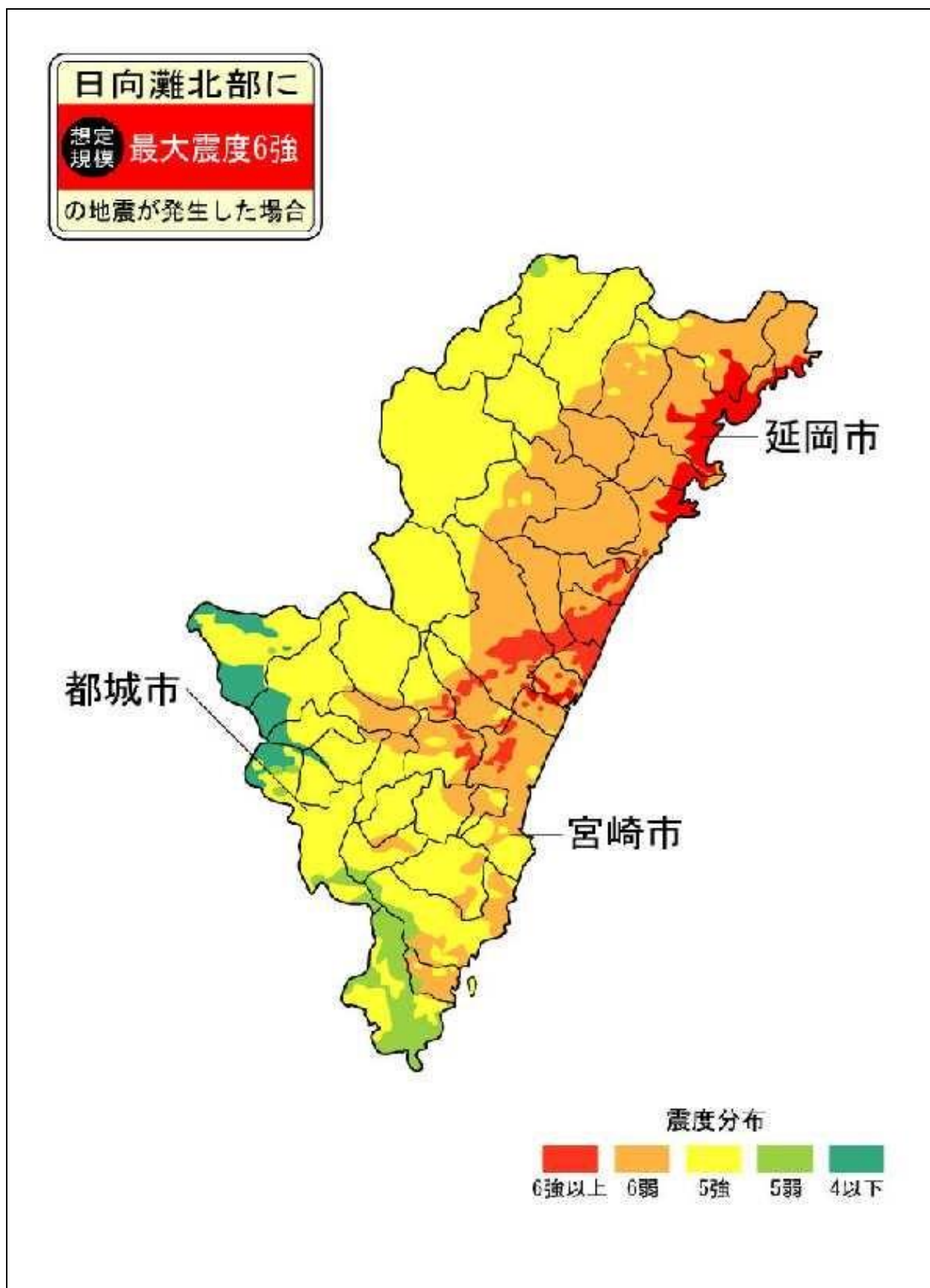
出典：内閣府防災担当ホームページ



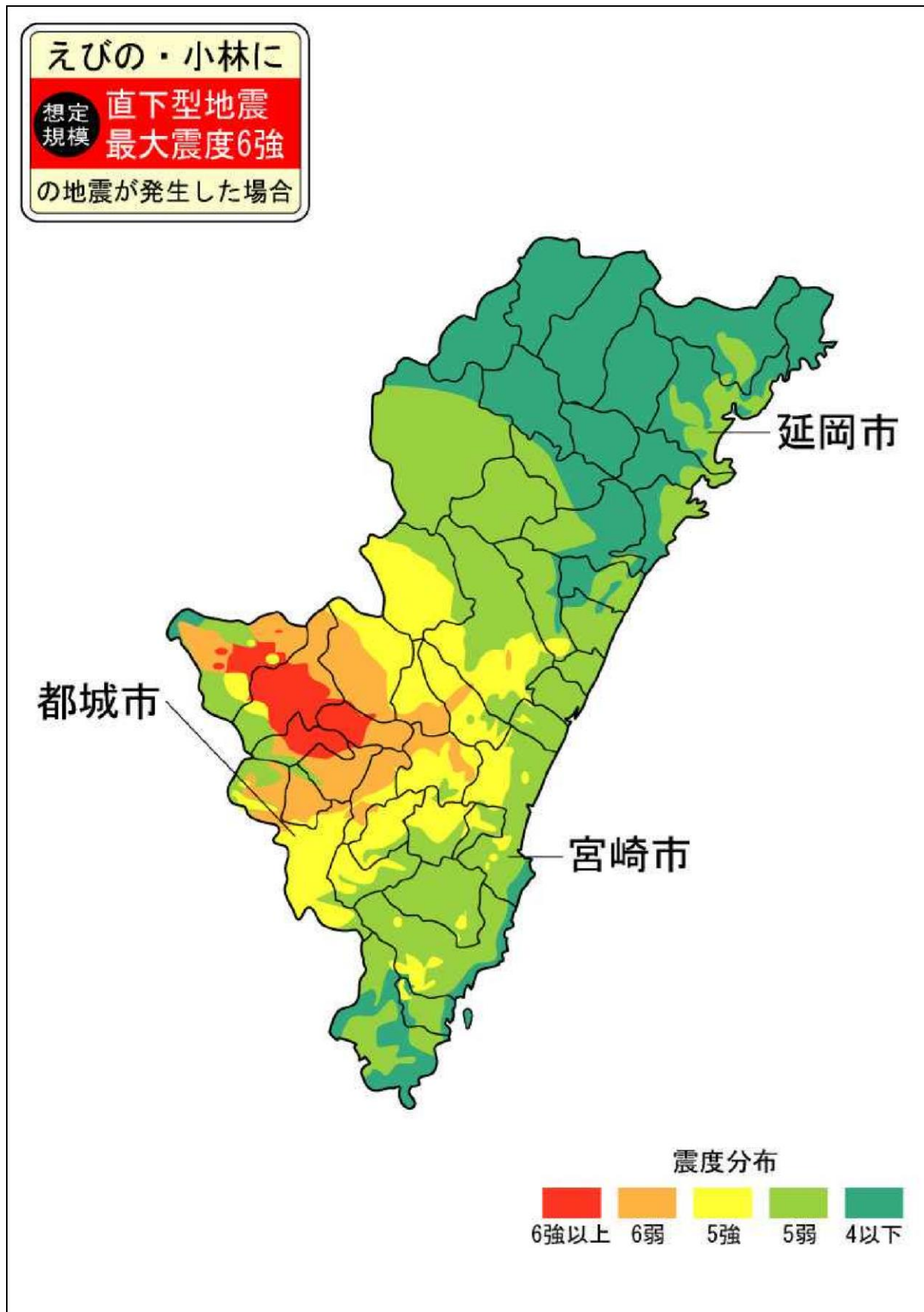
2. 震度分布図（日向灘南部地震）



### 3. 震度分布図（日向灘北部地震）

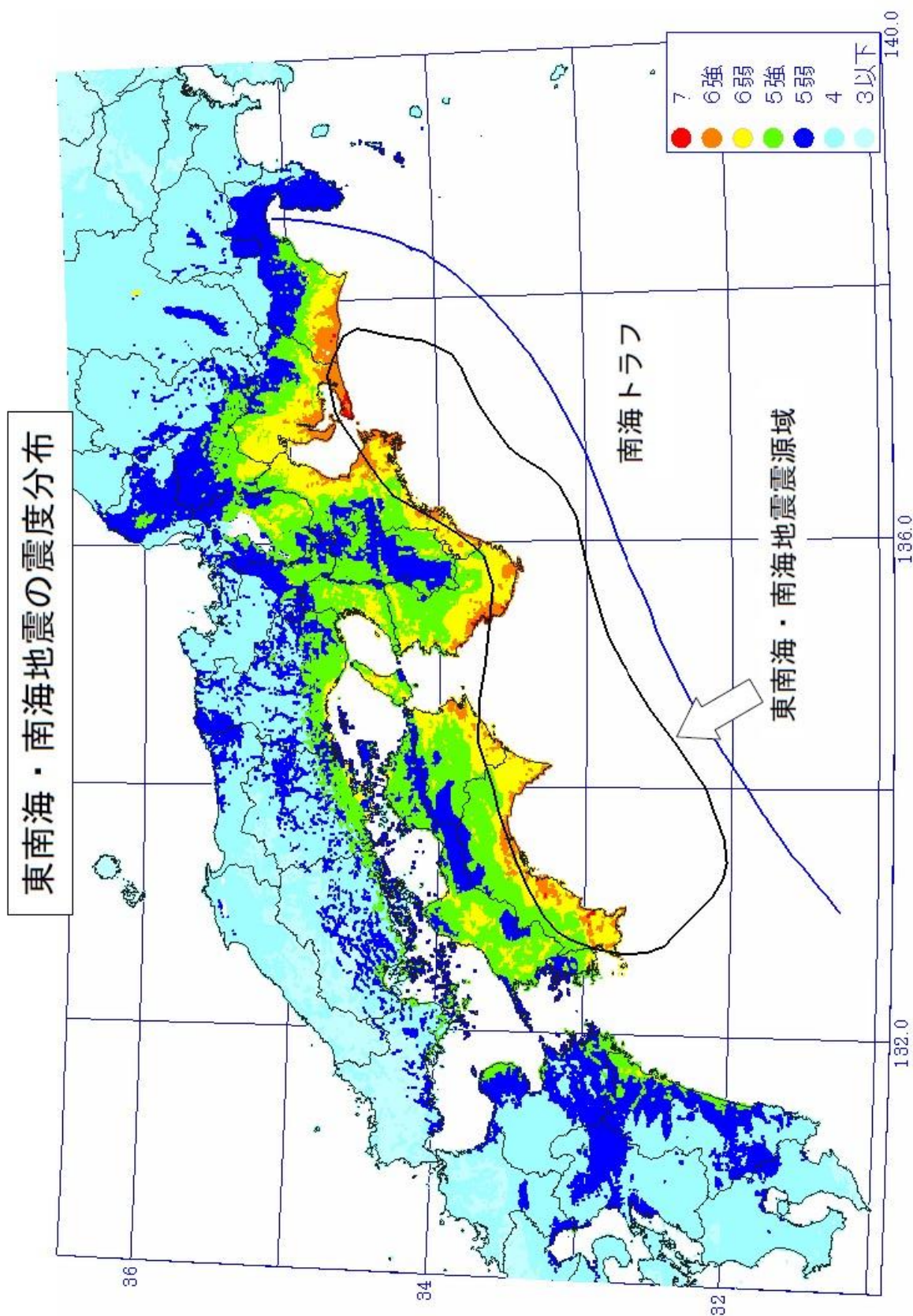


4. 震度分布図（えびのー小林地震）



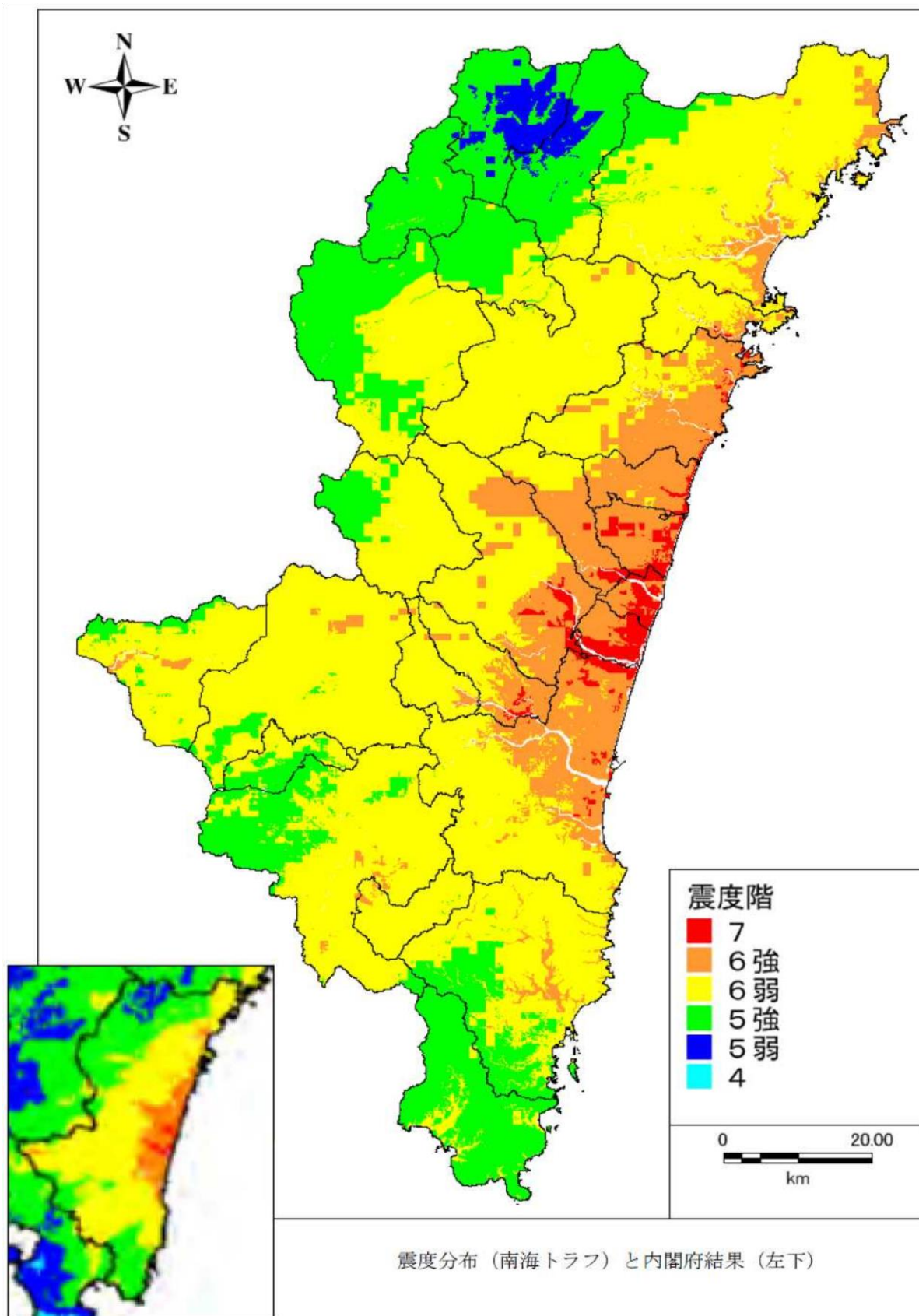


5. 震度分布図（東南海・南海地震）



(出典：内閣府ホームページ)

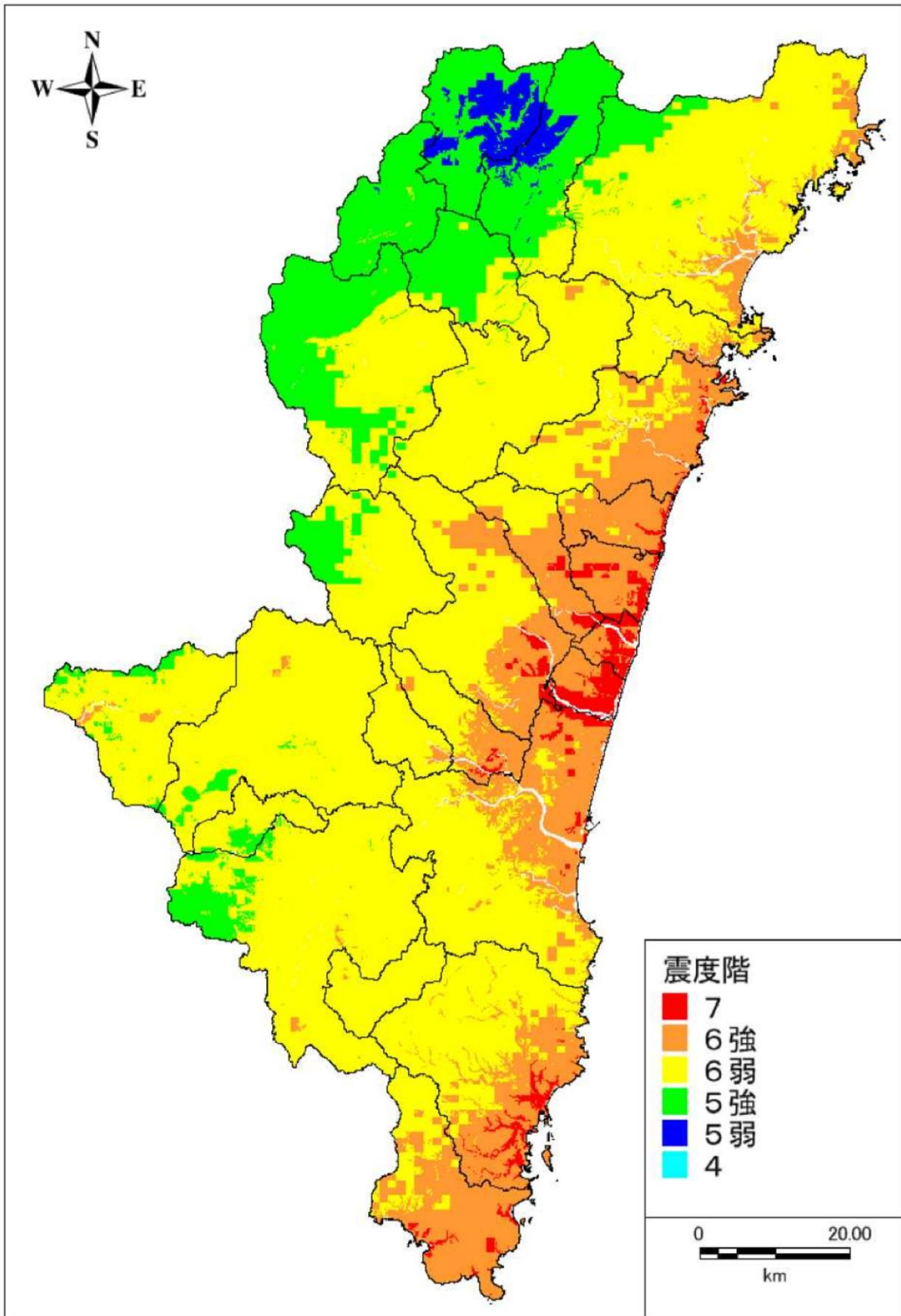
## 6. 震度分布図（南海トラフ地震）



（出典：宮崎県ホームページ）

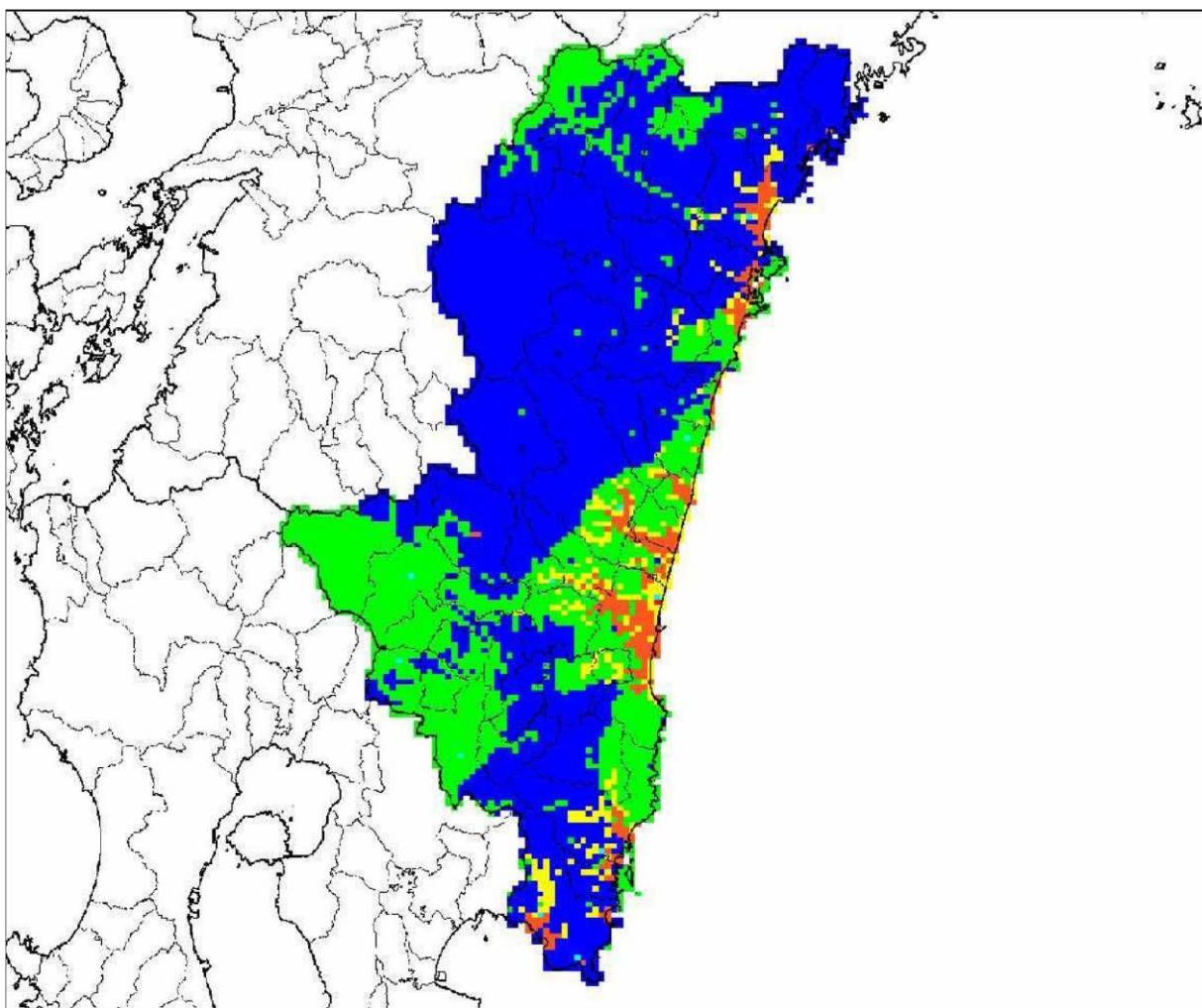


7. 震度分布図（宮崎県独自）



(出典：宮崎県ホームページ)

## 8. 表層地盤のゆれやすさ<sup>®</sup> (宮崎県)

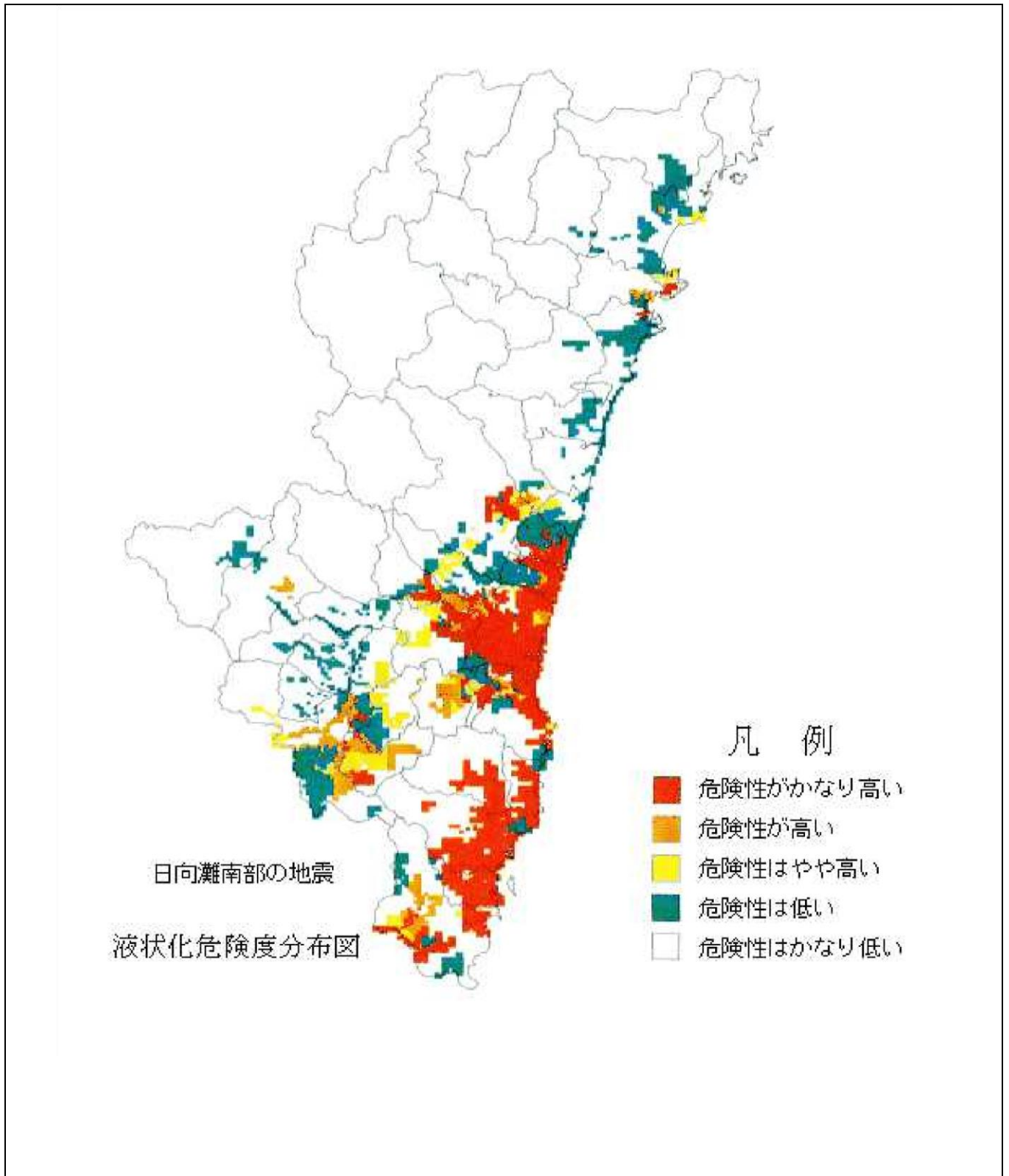


計測震度増分	色	
1.0~1.65	赤	ゆれやすい ↑ ↓ ゆれにくい
0.8~1.0	オレンジ	
0.6~0.8	黄色	
0.4~0.6	緑	
0.2~0.4	水色	
0.0~0.2	青	
-0.95~0.0	濃青	

(出典：内閣府防災担当ホームページ)

<sup>®</sup>表層地盤のゆれやすさ：地表でのゆれの強さは、表層地盤のやわらかさの程度により決まるものであり、この図面は、各地の平均よりもやわらかい地盤に対して、地表でのゆれが深部(工学的基盤)でのゆれに対して大きくなる割合(計測震度増分)を示したもの。

## 9. 液状化<sup>⑨</sup>危険度分布図（日向灘南部地震）

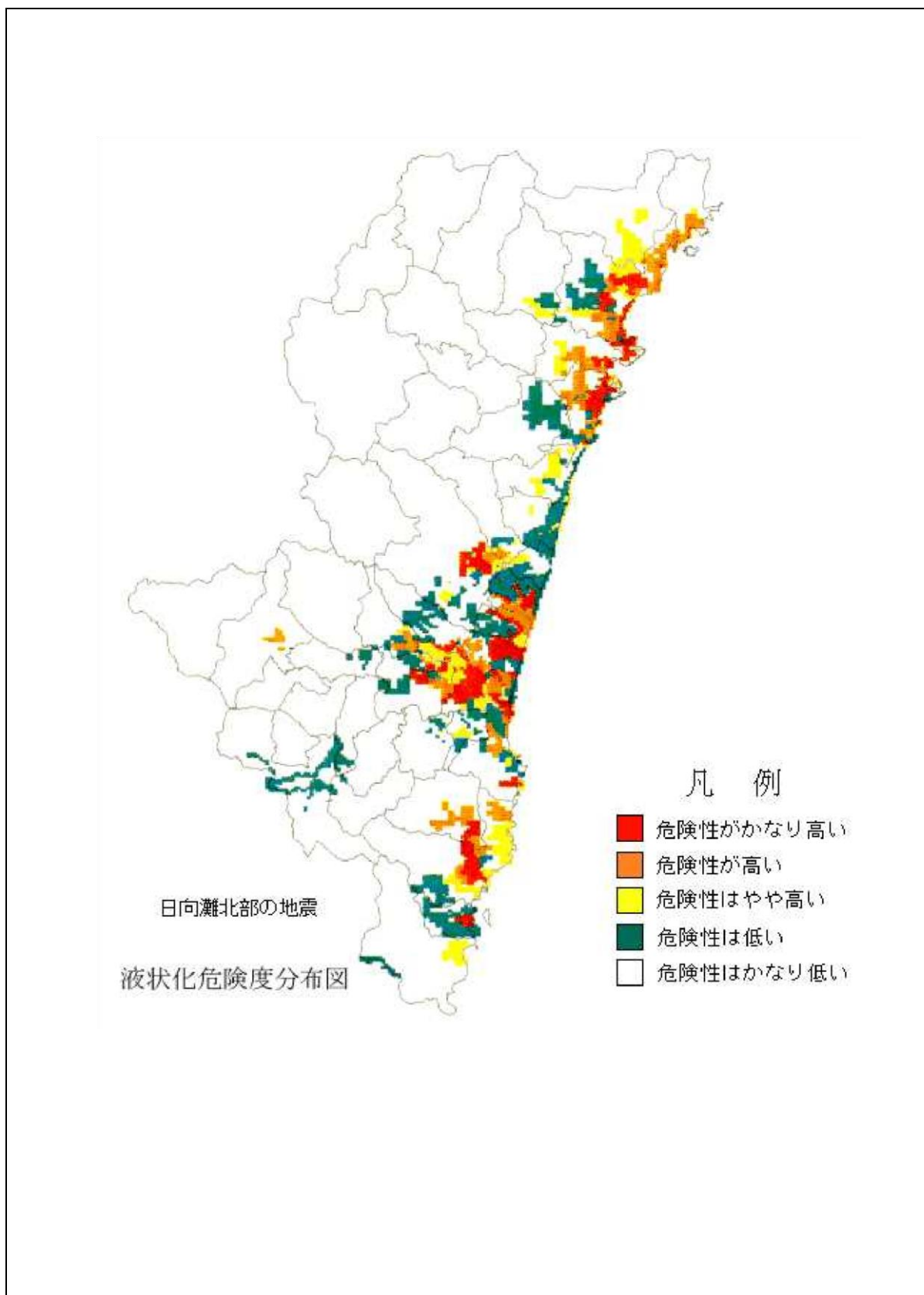


(出典：宮崎県地震被害想定調査報告書 概要版)

<sup>⑨</sup>液状化：地震の際に地下水位の高い砂地盤が、振動により液体状になる現象。これにより比重の大きい構造物が埋もれ、倒れたり、地中の比重の軽い構造物（下水管等）が浮き上がったりする。

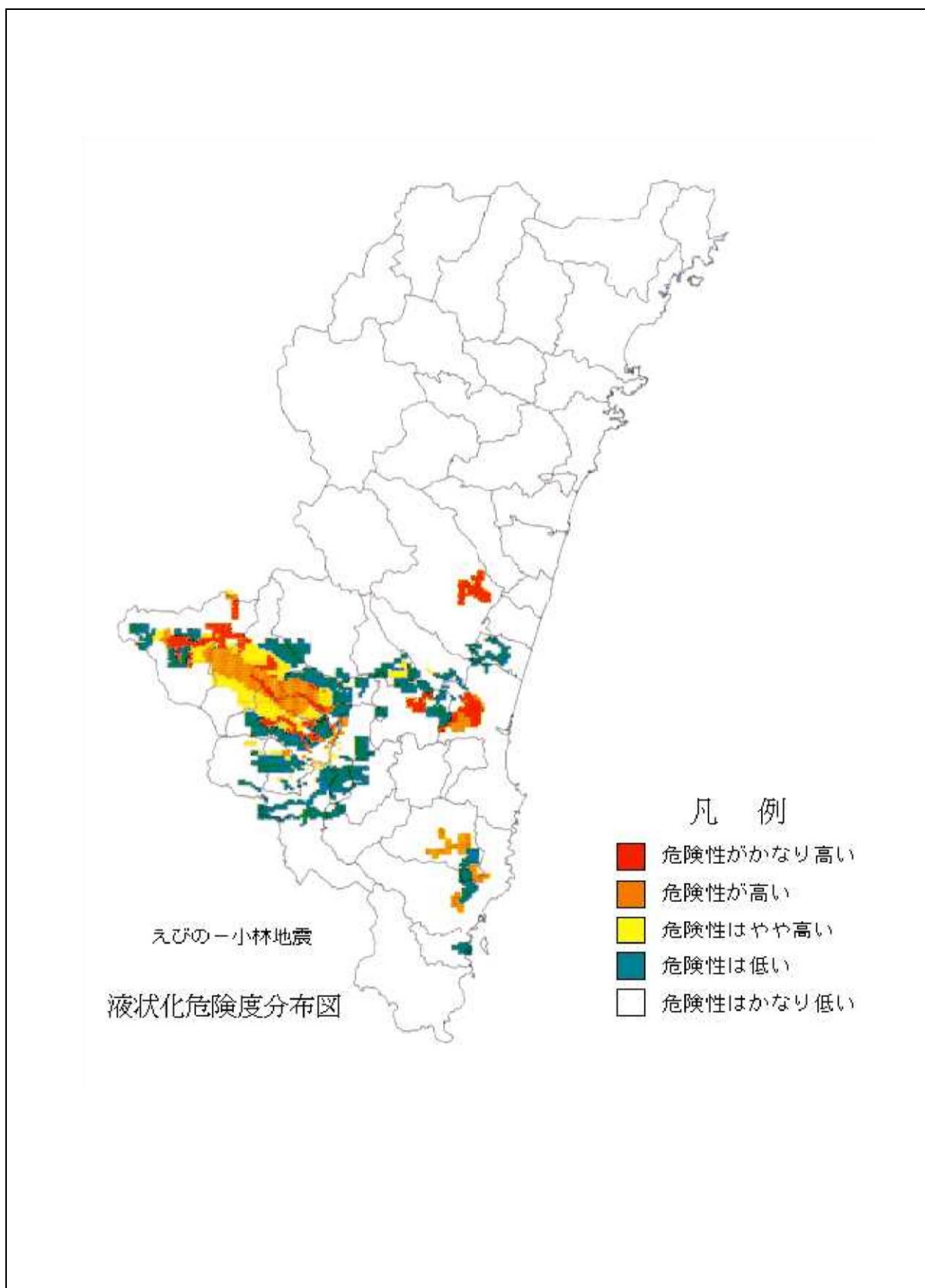


10. 液状化危険度分布図（日向灘北部地震）



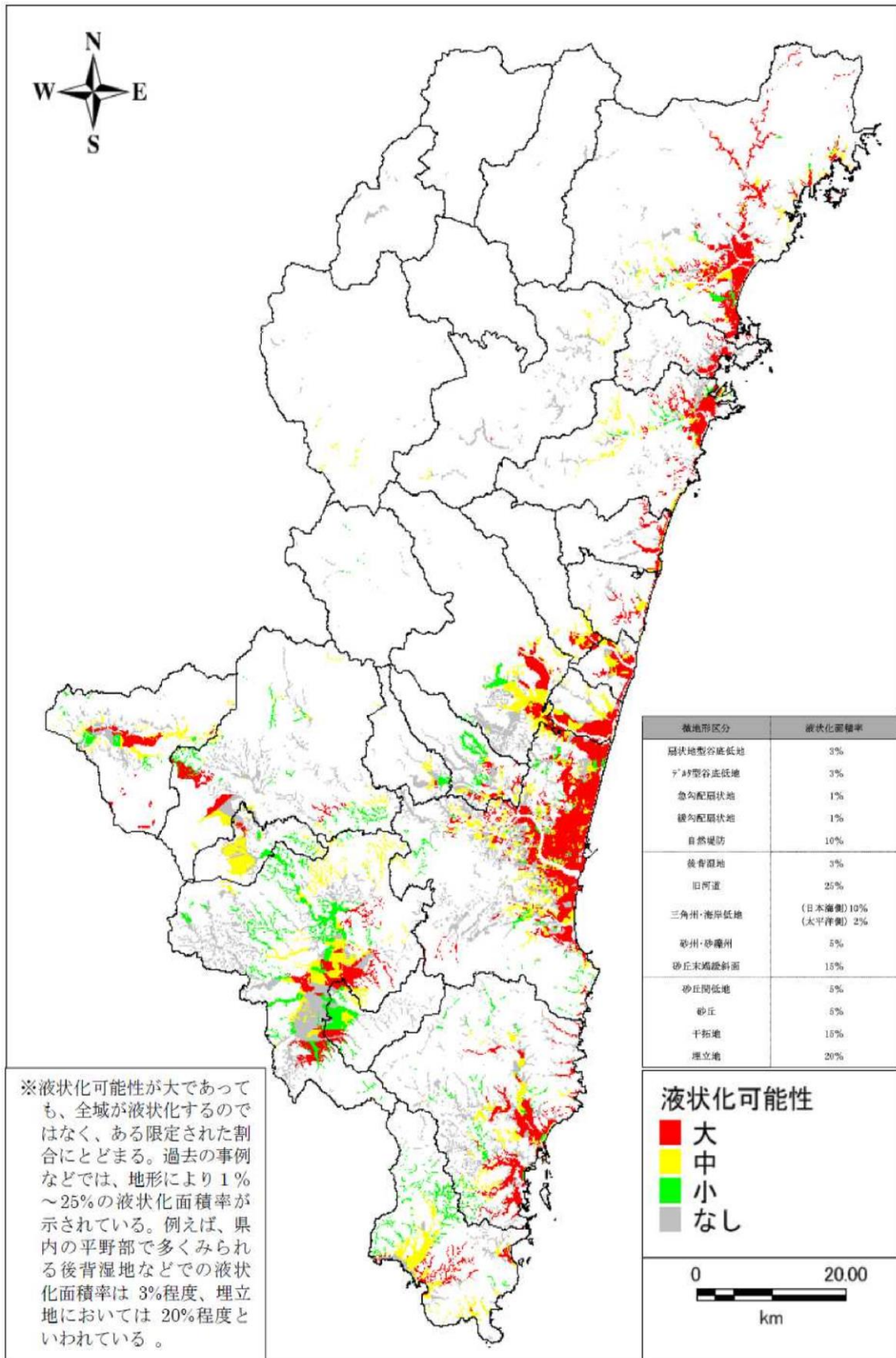
(出典：宮崎県地震被害想定調査報告書 概要版)

# 1 1. 液状化危険度分布図（えびの－小林地震）



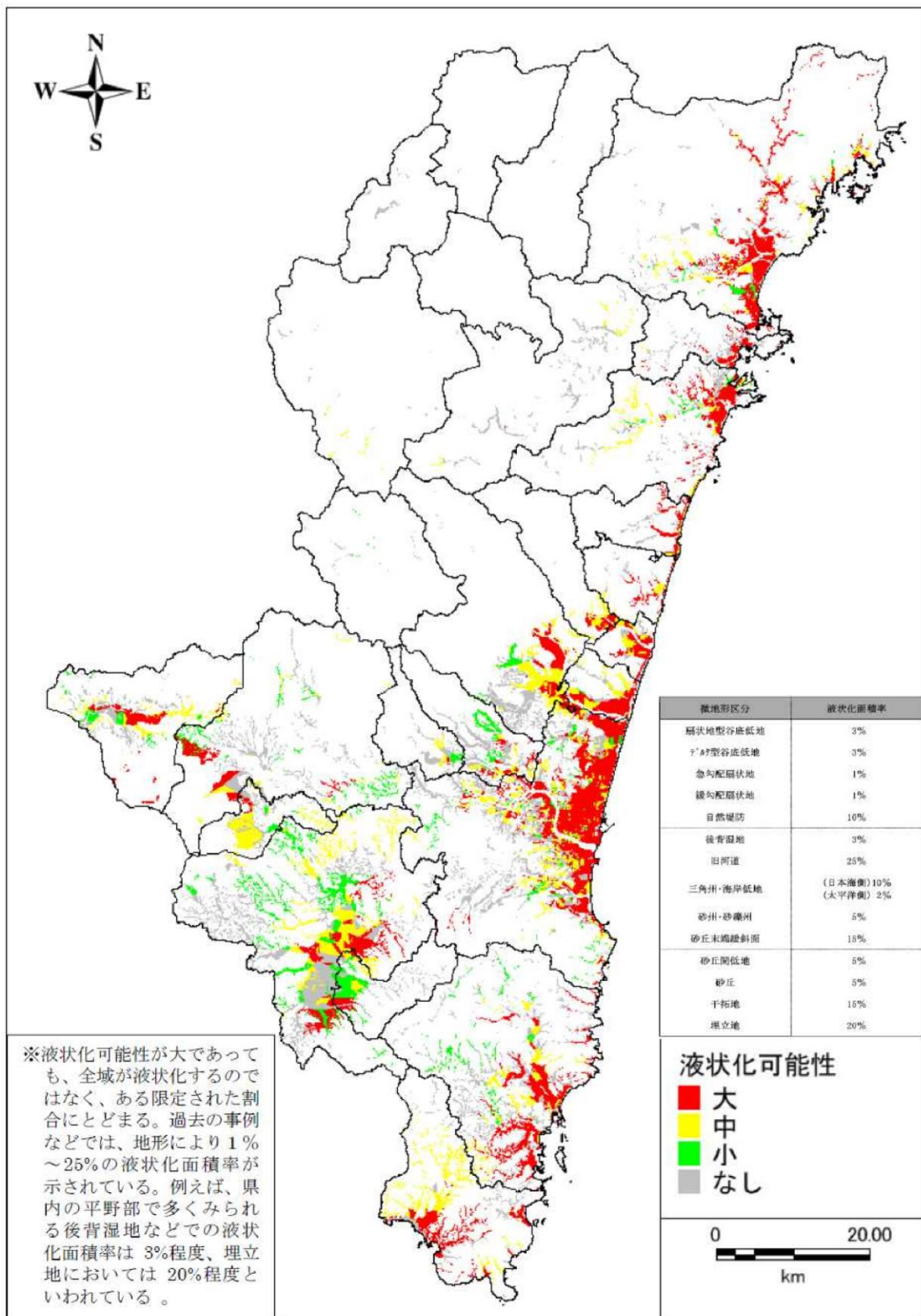
(出典：宮崎県地震被害想定調査報告書 概要版)

1 2. 液状化危険度分布図（南海トラフ地震）



(出典：宮崎県ホームページ)

### 1 3. 液状化危険度分布図（宮崎県独自）



(出典：宮崎県ホームページ)

#### 14. 耐震化が必要な防災拠点建築物の指定

○平成29年12月指定

耐震診断結果の報告期限：平成34年3月末

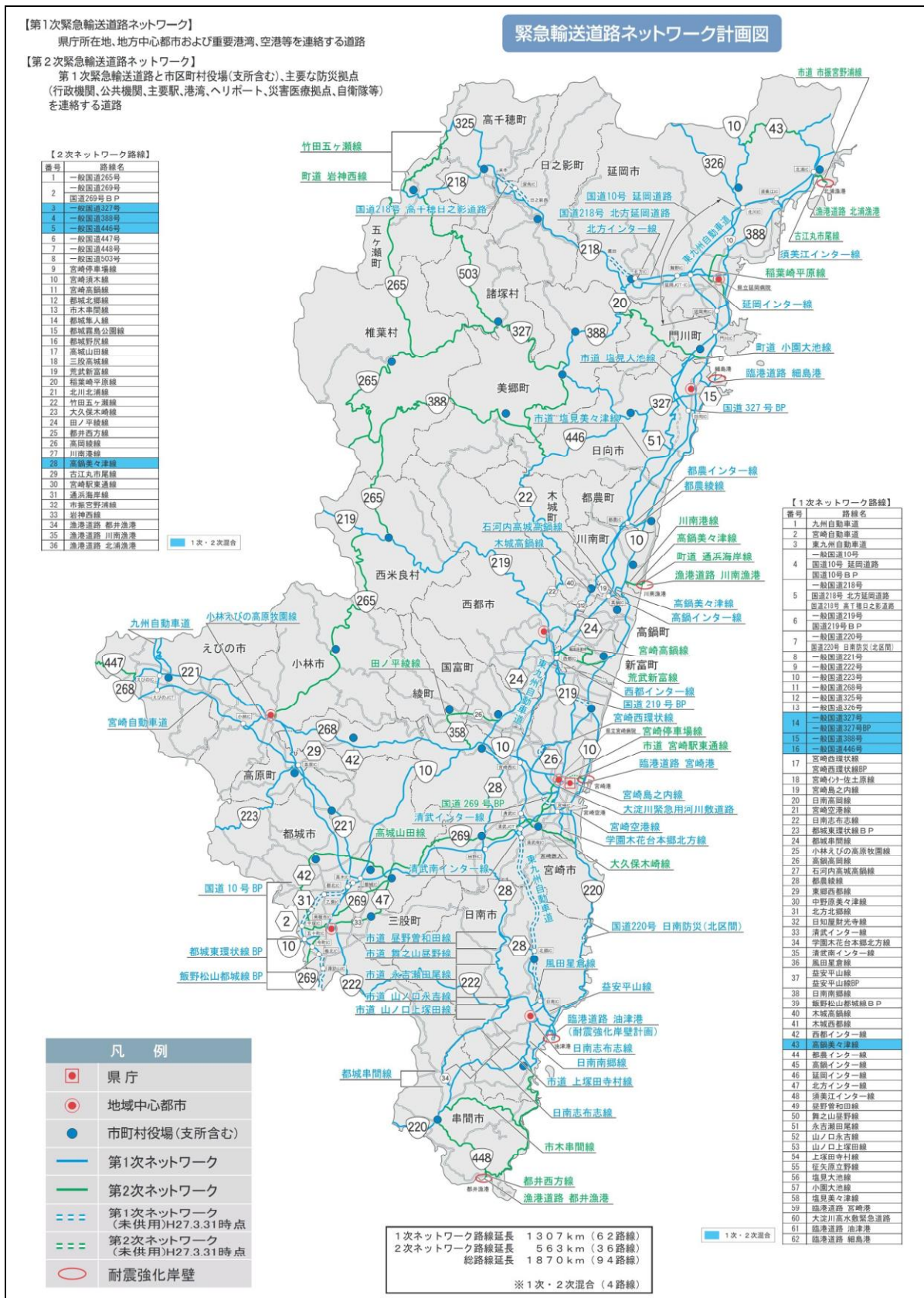
	建築物名称	所在市町村	耐震診断結果の報告先
1	小林市役所須木庁舎	小林市	県
2	小林市役所野尻庁舎		
3	日向市役所本庁舎	日向市	日向市
4	西都市本庁舎	西都市	県
5	高原町役場本庁舎	高原町	
6	西米良村庁舎	西米良村	
7	日之影町役場庁舎	日之影町	
8	五ヶ瀬町本庁舎	五ヶ瀬町	



## 15. 地震発生時に通行を確保すべき道路

地震時に通行を確保すべき道路として指定する道路			
第1次緊急輸送道路		第2次緊急輸送道路	
1	九州自動車道	30	中野原美々津線
2	宮崎自動車道	31	北方北郷線
3	東九州自動車道	32	日知屋財光寺線
4	一般国道10号	33	清武インター線
	国道10号 延岡道路	34	学園木花台本郷北方線
	国道10号 BP	35	清武南インター線
5	一般国道218号	36	風田星倉線
	国道218号 北方延岡道路	37	益安平山線
	国道218号 高千穂日之影道路		益安平山線 BP
6	一般国道219号	38	日南南郷線
	国道219号 BP	39	飯野松山都城線 BP
7	一般国道220号	40	木城高鍋線
	国道220号 日南防災(北区間)	41	木城西都線
8	一般国道221号	42	西都インター線
9	一般国道222号	43	高鍋美々津線※
10	一般国道223号	44	都農インター線
11	一般国道268号	45	高鍋インター線
12	一般国道325号	46	延岡インター線
13	一般国道326号	47	北方インター線
14	一般国道327号※	48	須美江インター線
	一般国道327号 BP※	49	昼野曾和田線
15	一般国道388号※	50	舞之山屋野線
16	一般国道446号※	51	永吉瀬田尾線
17	宮崎西環状線	52	山ノ口永吉線
	宮崎西環状線 BP	53	山ノ口上塚田線
18	宮崎インター佐土原線	54	上塚田寺村線
19	宮崎島之内線	55	征矢原立野線
20	日南高岡線	56	塩見大池線
21	宮崎空港線	57	小園大池線
22	日南志布志線	58	塩見美々津線
23	都城東環状線 BP	59	臨港道路 宮崎港
24	都城串間線	60	大淀川高水敷緊急道路
25	小林えびの高原牧園線	61	臨港道路 油津港
26	高鍋高岡線	62	臨港道路 細島港
27	石河内高城高鍋線	※第1次・第2次混合	
28	都農綾線		
29	東郷西都線		
1	一般国道265号		
2	一般国道269号		
	国道269号 BP		
3	一般国道327号※		
4	一般国道338号※		
5	一般国道446号※		
6	一般国道447号		
7	一般国道448号		
8	一般国道503号		
9	宮崎停車場線		
10	宮崎須木線		
11	宮崎高鍋線		
12	都城北郷線		
13	市木串間線		
14	都城隼人線		
15	都城霧島公園線		
16	都城野尻線		
17	高城山田線		
18	三股高城線		
19	荒武新富線		
20	稲葉崎平原線		
21	北川北浦線		
22	竹田五ヶ瀬線		
23	大久保木崎線		
24	田ノ平綾線		
25	都井西方線		
26	高岡綾線		
27	川南港線		
28	高鍋美々津線※		
29	古江丸市尾線		
30	宮崎駅東通線		
31	通浜海岸線		
32	市振宮野浦線		
33	岩神西線		
34	漁港道路 都井漁港		
35	漁港道路 川南漁港		
36	漁港道路 北浦漁港		

# 16. 緊急輸送道路ネットワーク計画図（宮崎県指定）



(出典：緊急輸送道路ネットワーク計画図（平成24年11月21日）、宮崎県）

## 17. 川南町の補助制度概要

### ◎川南町木造住宅耐震診断事業

事業名	川南町木造住宅耐震診断事業
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業対象住宅の所有者が川南町内在住であること</li> <li>・昭和56年5月31日以前に着工され、完成している住宅であること</li> <li>・階数が2階以下で在来軸組構法、枠軸壁構法又は伝統的構法の戸建木造住宅である事</li> <li>・住宅を主たる用途とするもの（店舗の用途を兼ねるもの（店舗等の用途に供する部分の床面積が延べ床面積の1/2未満のものに限る）を含む）</li> </ul>
費用	<ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅1棟につき耐震診断に必要な費用60,000円のうち、6,000円を自己負担</li> </ul> ※自己負担額については、「一般財団法人 宮崎県建築住宅センター」の助成を受けることが可能

(令和2年1月現在)

### ◎川南町木造住宅耐震改修総合支援事業

事業名	川南町木造住宅耐震改修総合支援事業
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「川南町木造住宅耐震診断事業」を利用して耐震診断を行った住宅で、診断の結果、評点が1.0未満と判定されていること</li> </ul> ※原則として増築に係る工事は補助対象外
費用	<p>&lt;耐震改修工事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅1棟につき、補助対象経費の8/10以内かつ100万円（段階的耐震改修工事の補助を受けたものは40万円）を限度とする</li> <li>（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）</li> </ul> ※耐震診断の結果、評点が1.0未満と判定された建築物、若しくは段階的耐震改修工事を行い評点が0.7未満から0.7以上1.0未満になった建築物が対象
	<p>&lt;段階的耐震改修工事&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住宅1棟につき、補助対象経費の8/10以内かつ60万円を限度とする</li> <li>（1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする）</li> </ul> ※耐震診断の結果、評点が0.7未満と判定された建築物が対象

(令和2年1月現在)



## 18. 国等の支援制度概要

※国土交通省ホームページより抜粋

### ◎耐震改修促進税制の概要

区分	概要	
住宅の耐震改修促進税制	所得税	令和3年12月31日までにを行った耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額の10%相当額（上限25万円）を所得税から控除
	固定資産税	令和2年3月31日までに耐震改修工事を行った住宅の固定資産税額（120㎡相当部分まで）を1年間1/2に減額 （ただし、通行障害既存耐震不適格建築物である住宅の耐震改修は2年間1/2に減額）
建築物の耐震改修促進税制	法人税 ・ 所得税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物について、平成27年3月31日までに耐震診断結果の報告を行った者が、平成26年4月1日からその報告を行った日以後5年を経過する日までに耐震改修により取得等をする建築物の部分について、その取得価額の25%の特別償却
	固定資産税	耐震改修促進法により耐震診断が義務付けられる建築物で耐震診断結果が報告されたものについて、平成26年4月1日から令和2年3月31日までの間に政府の補助（耐震対策緊急促進事業）を受けて改修工事を行った場合、固定資産税額を2年間1/2に減額（改修工事費の2.5%が限度）
住宅ローン減税	所得税	耐震改修工事を行い、令和3年12月31日までに自己居住の用に供した場合、10年間、ローン残高の1%を所得税額から控除 （現行の耐震基準に適合させるための工事で、100万円以上の工事が対象）

（令和2年1月現在）

### ◎耐震改修融資制度等の概要

対象	概要
個人向け	住宅金融支援機構 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費の80%が上限）</li> <li>・金利：償還期間10年以内0.59%、11年以上20年以内0.90% （平成30年9月3日現在）</li> <li>・保証人：不要 死亡時一括償還型融資の場合 融資限度額：1,000万円（住宅部分の工事費が上限） 金利：0.82% 保証人：（一財）高齢者住宅財団による保証</li> </ul>
マンション管理組合向け	住宅金融支援機構 <ul style="list-style-type: none"> <li>・融資限度額：500万円/戸（共用部分の工事費の80%が上限）</li> <li>・金利：償還期間10年以内0.30% （平成30年9月3日現在）</li> <li>・保証人：必要 ※上記は（公財）マンション管理センターの保証を利用する場合</li> </ul>

（令和2年1月現在）